

## 伊奈町ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱（平成18年要綱第25号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、町のホームページへのバナー広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 広告の管理者は、秘書広報課長とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

(掲載の場所等)

第3条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページ下部とし、掲載位置は町が指定するものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次の表のとおりとする。

ファイル形式	画像サイズ	容量
GIF形式（アニメーション不可）	縦 40ピクセル 横 200ピクセル	4キロバイト以下

(掲載の期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月（月の初日から末日まで）を単位とし、掲載期間は12か月を最長とする。

(掲載料)

第6条 広告の1枠の月額掲載料は、次の表の左欄に掲げる掲載契約期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

掲載契約期間	月額掲載料
1か月から5か月まで	10,000円
6か月から11か月まで	9,000円
12か月	8,000円

(掲載の申込)

第7条 広告掲載希望者は、伊奈町ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）を、町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 町長は、前条の掲載申込書の提出があった場合には、速やかに審査のうえ掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に伊奈町ホームページ広

告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（掲載料の納付）

第9条 前条の決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、第6条に規定する掲載料を、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 町長は、掲載する広告が要綱の基準に抵触する場合には、掲載を取りやめることができる。この場合において、掲載料の還付は行わない。

（掲載の取消）

第10条 町長は、指定期日までに広告掲載料が納付されなかったときは、広告の掲載を取り消すものとする。

（広告主の責任）

第11条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（費用負担）

第12条 掲載する広告のデータの作成費用は、広告主の負担とする。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年12月28日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年2月1日から施行する。

2 この基準の施行の日前に、伊奈町バナー広告掲載取扱基準（平成19年12月1日施行）第7条の規定により決定された広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月13日から施行する。